

東

(5) 2008年(平成20年)7月4日(金)

「桃栗三年、柿八年」
というが、種をまいて
実がなるまでにはそれ
だけの年月がかかると
いうことわざである。

裁判官であつても、
司法試験に合格してか
ら数年の司法修習(裁
判所検察院・弁護士会の研修)
を終わった五年間は半
だ「判事補」という半
人前の身分であつて「
人前の単独裁判はでき
ない」。

このほどさようじに日本
の裁判といふものは
難しいものとされてい
る。

たとえば裁判官を三
十年やついても弁護
士に転身した場合、刑
事を書く仕事は普通の弁護
士や裁判官にだつてできるし
事被告人の弁護を一人
前にやれるようになる
だけには、これまた数
年かかるものである。

もと裁判官からの
「ひういう場合はどう
やって警察に対応した
らよいのか教えてほし
い」など、『う実務の
イロハ』の相談は(素人
がきくと驚くがよくある
こと)である。

裁判員制度反対(その3)
美和 勇夫

門の道』は厳しいので
ある(弁護士を三十年やつ
ても東濃新報社に入つて「取
材して記事を書け」と言われ
てすぐにはできるものではな
い。まとめて要領よく短い記
りあえずは、「ど
そも一回こつきり
ろばつ」(窓邊)とか「け
である。裁判について

裁判なんかやりたくも
ないシロートをクジ引
きで寄せ集め、いきな
がらせる(多治見の裁判所
の岐阜の裁判所である)。

裁判なんかやりたくも
ないシロートをクジ引
きで寄せ集め、いきな
がらせる(多治見の裁判所
の岐阜の裁判所である)。

きな裁判所で合議事件
という重大犯罪だけを
やらせる(多治見の裁判所
の岐阜の裁判所である)。

どうしても「裁判員」
を作りたいのであれば、
それを希望する国民の
中から素養のあるもの
を選抜してやらせれば
よいであろう。

どいい国民は、忙し
い仕事・生活を犠牲に
してまで、裁判所に出
かけ裁判員なんぞやり

士や裁判官にだつてできるし
んか」(傷害罪)などの
軽い犯罪の簡単な裁判

ではないのである。

会社の従業員、中小

企業の社長、自営業者

…、ほとんど誰もが食

うために家族を養うた

ために、たいへんな仕事

をしているのであって、

それを犠牲にしてまで

なぜ裁判に狩り出され

なければならないので

あるうか?(これは微

兵制度とかならないではない

か)

どうしても「裁判員」

を作りたいのであれば、

それを希望する国民の

中から素養のあるもの

を選抜してやらせれば

よいであろう。